

# 就労移行支援(養成)

令和6年4月報酬単価

就職後6月以上定着率が

就労移行支援 サービス費(Ⅱ)	定員20人以下	5割以上の場合	756 単位
		4割以上5割未満の場合	644 単位
		3割以上4割未満の場合	553 単位
		2割以上3割未満の場合	468 単位
		1割以上2割未満の場合	381 単位
		0割以上1割未満の場合	348 単位
		0の場合	323 単位
		定員21人以上40人以下	5割以上の場合
	4割以上5割未満の場合		587 単位
	3割以上4割未満の場合		495 単位
	2割以上3割未満の場合		433 単位
	1割以上2割未満の場合		351 単位
	0割以上1割未満の場合		313 単位
	0の場合		291 単位
	定員41人以上60人以下		5割以上の場合
		4割以上5割未満の場合	560 単位
		3割以上4割未満の場合	464 単位
		2割以上3割未満の場合	402 単位
		1割以上2割未満の場合	338 単位
		0割以上1割未満の場合	295 単位
		0の場合	272 単位
		定員61人以上80人以下	5割以上の場合
	4割以上5割未満の場合		554 単位
	3割以上4割未満の場合		453 単位
	2割以上3割未満の場合		384 単位
	1割以上2割未満の場合		338 単位
	0割以上1割未満の場合		286 単位
	0の場合		266 単位
定員81人以上	5割以上の場合		653 単位
	4割以上5割未満の場合	545 単位	
	3割以上4割未満の場合	439 単位	

令和4年10月報酬単価

就職後6月以上定着率が

就労移行支援 サービス費(Ⅱ)	定員20人以下	5割以上の場合	736 単位
		4割以上5割未満の場合	625 単位
		3割以上4割未満の場合	535 単位
		2割以上3割未満の場合	450 単位
		1割以上2割未満の場合	363 単位
		0割以上1割未満の場合	330 単位
		0の場合	305 単位
		定員21人以上40人以下	5割以上の場合
	4割以上5割未満の場合		568 単位
	3割以上4割未満の場合		477 単位
	2割以上3割未満の場合		415 単位
	1割以上2割未満の場合		333 単位
	0割以上1割未満の場合		295 単位
	0の場合		273 単位
	定員41人以上60人以下		5割以上の場合
		4割以上5割未満の場合	541 単位
		3割以上4割未満の場合	446 単位
		2割以上3割未満の場合	384 単位
		1割以上2割未満の場合	320 単位
		0割以上1割未満の場合	277 単位
		0の場合	254 単位
		定員61人以上80人以下	5割以上の場合
	4割以上5割未満の場合		535 単位
	3割以上4割未満の場合		435 単位
	2割以上3割未満の場合		366 単位
	1割以上2割未満の場合		320 単位
	0割以上1割未満の場合		268 単位
	0の場合		248 単位
定員81人以上	5割以上の場合		633 単位
	4割以上5割未満の場合	526 単位	
	3割以上4割未満の場合	421 単位	

2割以上3割未満の場合	363 単位
1割以上2割未満の場合	337 単位
0割以上1割未満の場合	277 単位
0の場合	258 単位

2割以上3割未満の場合	345 単位
1割以上2割未満の場合	319 単位
0割以上1割未満の場合	259 単位
0の場合	240 単位

# 就労移行支援(養成)

令和6年4月報酬単価

地方公共団体の指定就労移行支援事業所	96.5 %	
定員超過利用減算	70 %	
従業員欠如減算		
減算が適用される月から2月目まで	70 %	
3月以上連続して減算の場合	50 %	
サービス管理責任者欠如減算		
減算が適用される月から4月目まで	70 %	
5月以上連続して減算の場合	50 %	
就労移行支援計画未作成減算		
減算が適用される月から2月目まで	70 %	
3月以上連続して減算の場合	50 %	
標準利用期間超過減算	95 %	
身体拘束廃止未実施減算 (障害者支援施設が行う就労移行支援の場合)	90 %	新設
身体拘束廃止未実施減算 (障害者支援施設以外が行う就労移行支援の場合)	99 %	新設
虐待防止措置未実施減算	99 %	新設
業務継続計画未策定減算 (障害者支援施設が行う就労移行支援の場合)	97 %	新設
業務継続計画未策定減算 (障害者支援施設以外が行う就労移行支援の場合)	99 %	新設
情報公表未報告減算 (障害者支援施設が行う就労移行支援の場合)	90 %	新設
情報公表未報告減算	95 %	新設

令和4年10月報酬単価

地方公共団体の指定就労移行支援事業所	96.5 %
定員超過利用減算	70 %
従業員欠如減算	
減算が適用される月から2月目まで	70 %
3月以上連続して減算の場合	50 %
サービス管理責任者欠如減算	
減算が適用される月から4月目まで	70 %
5月以上連続して減算の場合	50 %
就労移行支援計画未作成減算	
減算が適用される月から2月目まで	70 %
3月以上連続して減算の場合	50 %
標準利用期間超過減算	95 %
身体拘束廃止未実施減算	-5 単位

(障害者支援施設以外が行う就労移行支援の場合)	
福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	15 単位
福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	10 単位
福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	6 単位
就労支援関係研修修了加算	6 単位
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)	51 単位
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ)	41 単位
高次脳機能障害者支援体制加算	41 単位
初期加算	30 単位
訪問支援特別加算(月2回を限度)	
1時間未満	187 単位
1時間以上	280 単位
欠席時対応加算(月4回を限度)	94 単位
医療連携体制加算(Ⅰ)	32 単位
※医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合	
医療連携体制加算(Ⅱ)	63 単位
※医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合	
医療連携体制加算(Ⅲ)	125 単位
※医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合	
医療連携体制加算(Ⅳ)	
利用者が1人	800 単位
利用者が2人	500 単位
利用者が3人以上8人以下	400 単位

新設

新設

新設

福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	15 単位
福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	10 単位
福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	6 単位
就労支援関係研修修了加算	6 単位
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	41 単位
初期加算	30 単位
訪問支援特別加算	
1時間未満	187 単位
1時間以上	280 単位
欠席時対応加算	94 単位
医療連携体制加算(Ⅰ)	32 単位
医療連携体制加算(Ⅱ)	63 単位
医療連携体制加算(Ⅲ)	125 単位
医療連携体制加算(Ⅳ)	
利用者が1人	800 単位
利用者が2人	500 単位
利用者が3人以上8人以下	400 単位
医療連携体制加算(Ⅴ)	500 単位
医療連携体制加算(Ⅵ)	100 単位

※医療的ケアを必要とする利用者に対する看護である場合		
医療連携体制加算(V)	500 単位	
医療連携体制加算(VI)	100 単位	
利用者負担上限額管理加算	150 単位	
食事提供体制加算	30 単位	
移行準備支援体制加算	41 単位	
送迎加算(I)	21 単位	
※同一敷地内	70 %	
送迎加算(II)	10 単位	
※同一敷地内	70 %	
障害福祉サービスの体験利用支援加算		
障害福祉サービスの体験利用支援加算(I)	500 単位	
※地域生活支援拠点等の場合	+50 単位	
障害福祉サービスの体験利用支援加算(II)	250 単位	
※地域生活支援拠点等の場合	+50 単位	
通勤訓練加算	800 単位	
在宅時生活支援サービス加算	300 単位	
社会生活支援特別加算	480 単位	
地域連携会議実施加算(I)	583 単位	新設
地域連携会議実施加算(II)	408 単位	新設
※(I)(II)合わせて1月に1回かつ1年につき4回を限度とする。		
緊急受入加算	100 単位	新設
集中的支援加算(月4回を限度)	1000 単位	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(I)	10.3 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(II)	10.1 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(III)	8.6 %	新設

利用者負担上限額管理加算	150 単位
食事提供体制加算	30 単位
移行準備支援体制加算	41 単位
送迎加算(I)	21 単位
※同一敷地内	70 %
送迎加算(II)	10 単位
※同一敷地内	70 %
障害福祉サービスの体験利用支援加算	
障害福祉サービスの体験利用支援加算(I)	500 単位
※地域生活支援拠点等の場合	+50 単位
障害福祉サービスの体験利用支援加算(II)	250 単位
※地域生活支援拠点等の場合	+50 単位
通勤訓練加算	800 単位
在宅時生活支援サービス加算	300 単位
社会生活支援特別加算	480 単位
支援計画会議実施加算	583 単位
福祉・介護職員処遇改善加算(I)	6.4 %
福祉・介護職員処遇改善加算(II)	4.7 %
福祉・介護職員処遇改善加算(III)	2.6 %

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	6.9 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(1)	9.0 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(2)	8.6 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(3)	8.8 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(4)	8.4 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(5)	7.3 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(6)	7.1 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(7)	6.5 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(8)	7.3 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(9)	6.3 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(10)	5.2 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(11)	5.6 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(12)	5.0 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(13)	4.8 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(14)	3.5 %	新設

※指定障害者支援施設において行った場合

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	10.7 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	0 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	8.9 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	7.1 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(1)	9.4 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(2)	8.9 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(3)	0 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(4)	0 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(5)	7.6 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(6)	0 %	新設

※指定障害者支援施設で行った場合

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	6.7 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	4.9 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	2.7 %

※指定障害者支援施設で行った場合

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	1.8 %
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	1.3 %

福祉・介護職員処遇改善加算(V)(7)	6.7 %
福祉・介護職員処遇改善加算(V)(8)	7.6 %
福祉・介護職員処遇改善加算(V)(9)	0.0 %
福祉・介護職員処遇改善加算(V)(10)	5.4 %
福祉・介護職員処遇改善加算(V)(11)	5.8 %
福祉・介護職員処遇改善加算(V)(12)	0.0 %
福祉・介護職員処遇改善加算(V)(13)	4.9 %
福祉・介護職員処遇改善加算(V)(14)	3.6 %

新設  
新設  
新設  
新設  
新設  
新設  
新設  
新設

**※令和6年6月1日から算定可能**

**※(V)については、令和7年3月31日まで算定可能**

福祉・介護職員処遇改善加算(I)	6.4 %
福祉・介護職員処遇改善加算(II)	4.7 %
福祉・介護職員処遇改善加算(III)	2.6 %

※指定障害者支援施設で行った場合

福祉・介護職員処遇改善加算(I)	6.7 %
福祉・介護職員処遇改善加算(II)	4.9 %
福祉・介護職員処遇改善加算(III)	2.7 %
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)	1.7 %
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II)	1.5 %

※指定障害者支援施設で行った場合

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	1.8 %
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	1.3 %

**※令和6年5月31日まで算定可能**